

第114号議案

職員の勤務時間に関する条例及び市町村立学校の教職員の給与等に関する
条例の一部を改正する条例

(職員の勤務時間に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の勤務時間に関する条例 (昭和27年島根県条例第 9 号) の一部を次
のように改正する。

第 7 条を削り、第 8 条を第 7 条とし、第 9 条から第11条までを 1 条ずつ繰り
上げる。

(市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部改正)

第 2 条 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例 (昭和29年島根県条例第 7
号) の一部を次のように改正する。

第22条の 6 を次のように改める。

第22条の 6 削除

附 則

この条例は、平成20年 1 月 1 日から施行する。

第115号議案

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例

(地方自治法第8条の規定の施行に関する条例の一部改正)

第1条 地方自治法第8条の規定の施行に関する条例(昭和23年島根県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「第4章」を「第6章」に改める。

(島根県認定こども園の認定基準に関する条例の一部改正)

第2条 島根県認定こども園の認定基準に関する条例(平成18年島根県条例第57号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第79条」を「第25条」に改め、「幼稚園の」の次に「教育課程その他の」を加え、同条第1号中「第78条各号」を「第23条各号」に改める。

第4条第2号ア、第5条及び第6条中「第78条各号」を「第23条各号」に改める。

(島根県立農業大学校条例の一部改正)

第3条 島根県立農業大学校条例(昭和57年島根県条例第33号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「第56条第1項」を「第90条第1項」に改める。

附 則

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成19年法律第96号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

第116号議案

島根県青少年の健全な育成に関する条例及び島根県手数料条例の一部を改正する条例

(島根県青少年の健全な育成に関する条例の一部改正)

第1条 島根県青少年の健全な育成に関する条例(昭和40年島根県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

(島根県手数料条例の一部改正)

第2条 島根県手数料条例(平成12年島根県条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表53の項中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

附 則

この条例は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成18年法律第115号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

第117号議案

島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例及び島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成19年島根県条例第29号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、「勤務時間の一部」の次に「(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)」を加える。

(島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年島根県条例第59号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、「勤務時間の一部」の次に「(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第118号議案

島根県吏員恩給条例の一部を改正する条例

第1条 島根県吏員恩給条例（昭和23年島根県条例第81号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「国民金融公庫」を「国民生活金融公庫」に改める。

第37条中「重度障害を有し」を「県吏員又は準教育職員の死亡の当時より重度障害を有し、かつ、」に改める。

第2条 島根県吏員恩給条例の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日の翌日から、第2条の規定は平成20年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正前の島根県吏員恩給条例（以下「旧条例」という。）第37条の規定は、第1条の規定の施行の際現に旧条例の規定により扶助料を受ける権利又は資格を有する成年の子については、同条の規定による改正後の島根県吏員恩給条例第37条の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

第119号議案

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年島根県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の2、第7条並びに第9条第1項及び第2項」を「第7条、第8条並びに第19条第1項及び第2項」に改める。

第2条第6号中「のほか、」の次に「職員が」を加え、「職員以外」を「当該職員以外」に改める。

第3条第1号中「又は出産したことにより、」を「若しくは出産したことにより」に改め、「該当したことにより」の次に「当該育児休業の承認が」を加え、同条第3号を次のように改める。

- (3) 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したと。

第3条第4号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

第5条第1号中「育児休業に係る」を「職員が育児休業により養育している」に、「職員」を「当該職員」に改める。

第5条の2の見出しを「（育児休業に伴う任期付採用職員）」に改める。

第5条の3の見出しを「（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）」に

改める。

第6条の見出しを「（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

第7条に見出しとして「（育児休業をした職員の退職手当の取扱い）」を付する。

第8条中「第9条第1項」を「第19条第1項」に改め、同条第3号中「部分休業をしようとする」を「職員が部分休業により養育しようとする」に、「部分休業により養育しようとする子」を「養育しようとする子」に、「職員以外」を「当該職員以外」に改める。

第9条を次のように改める。

（部分休業の承認）

第9条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第10条に見出しとして「（部分休業をしている職員の給与の取扱い）」を付する。

第11条に見出しとして「（部分休業の承認の取消事由）」を付する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第6条の規定は、育児休業をした職員が平成19年8月1日以後に職務に復帰した場合における号給の調整について適用し、育児休業をした職員が平成19年8月1日前に職務に復帰した場合における号給の調整については、なお従前の例による。
- 3 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第44号）の施行の際現に育児休業をしている職員が平成19年8月1日以後に復帰した場合における改正後の条例第6条の規定の適用については、同条中「100分の100以下」とあるのは、「100分の100以下（当該期間のうち平成19年8月1日前の期間については、2分の1）」とする。

第120号議案

島根県行政機関等設置条例の一部を改正する条例

島根県行政機関等設置条例（昭和52年島根県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条第3項中「第2条第1項」を「第3条第1項」に改め、同条を第9条とする。

第7条を第8条とし、第2条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

（支庁）

第2条 次に掲げる事務を分掌させるため、支庁を設置する。

- (1) 財務、消防及び防災に関する事務
- (2) 保健、医療、薬事、衛生及び環境の保全に関する事務
- (3) 農業、林業及び農村等の振興に関する事務
- (4) 水産業に関する事務
- (5) 土木及び建築に関する事務
- (6) 前各号に掲げる事務のほか、他の行政機関の主管に属しない事務

2 支庁の名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりとする。

名 称	位 置	所 管 区 域
隠岐支庁	隠岐郡隠岐の島町	隠岐郡

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の島根県行政機関等設置条例の規定は、平成19年4月1日から適用する。
- 2 地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第361号）附則第10条の規定による改正前の地方自治法施行規程（昭和22年政令第19号）第13条の規定により地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項の規定により設

置されたものとみなされた支庁は、平成19年4月1日においてこの条例による改正後の島根県行政機関等設置条例第2条の規定により設置された支庁となり、同一性をもって存続するものとする。

第121号議案

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年島根県条例第41号）の一部を次のように改正する。

題名及び第1条中「無償貸付」を「無償貸付け」に改める。

第2条第1項中「こえる」を「超える」に改める。

第3条第5号中「因り」を「より」に改める。

第4条の見出しを「（普通財産の無償貸付け等）」に改め、同条第1項中「貸し付けること」を「貸付けその他の方法により使用させること（以下「無償貸付け等」という。）」に改め、同項第1号中「第3条第1項第5号」を「第3条第4号」に改め、同項第4号中「学校又は」を「学校若しくは」に改め、同項第5号中「因り」を「より」に改め、同項第6号中「貸し付ける」を「貸付けその他の方法により使用させる」に改め、同条第2項中「無償貸付は、貸付を受けた者」を「無償の貸付けその他の方法による使用は、使用する者」に、「行う」を「行わせる」に改める。

第8条の見出しを「（物品の無償貸付け又は減額貸付け）」に改め、同条を第9条とする。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条中「前2条」を「前3条」に、「普通財産」を「財産」に、「、無償貸付又は減額貸付」を「又は無償貸付け等」に、「前条第1項各号」を「第4条第1項各号（前条において準用する場合を含む。）」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（行政財産の無償貸付け等）

第5条 前条の規定は、行政財産を貸し付け、又はこれに地上権若しくは地役権を設定する場合に準用する。この場合において、同条第1項第6号中「行政財産の用途を廃止した場合において、当該行政財産」とあるのは「行政財産」と、「当該用途の廃止によって生じた普通財産」とあるのは「当該行政財産」

と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(島根県土地改良財産の処分に関する条例の一部改正)

2 島根県土地改良財産の処分に関する条例（昭和37年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」を「財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例」に改める。

(島根県土地開発基金条例の一部改正)

3 島根県土地開発基金条例（昭和44年島根県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」を「財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例」に改める。

第122号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条の表第20号左欄の(31)中「、承認若しくは確認」を「若しくは承認」に改め、同号右欄中「(20)まで」を「(20)」に改め、同表第25号左欄中(51)を(53)とし、(29)から(50)までを(31)から(52)までとし、(28)を(29)とし、(29)の次に次のように加える。

(30) 法第68条の5の6の規定による地区計画等の区域における建築物の建ぺい率に関する制限の特例の認定に係る申請の受理

第2条の表第25号左欄中(27)を(28)とし、(26)を(27)とし、(25)の次に次のように加える。

(26) 法第68条の5の2の規定による防災街区整備地区計画の区域における建築物の容積率の特例の認定に係る申請の受理

第2条の表第25号右欄中「第2条第32号」を「第2条第33号」に改め、同表第35号左欄中「いう。）」の次に「及び特定非営利活動促進法施行条例（平成10年島根県条例第28号）」を加える。

第2条 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表第20号左欄の(1)中「許可」の次に「（法第34条の2第1項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による国の機関又は都道府県等との協議を含む。(2)において同じ。）」を加え、同欄の(3)中「（法」の次に「第34条の2第2項又は」を加え、同欄の(4)中「第34条第9号」を「第34条第13号」に改め、同欄の(14)及び(15)中「（法」の次に「第34条の2第2項又は」を加え、同欄の(19)中「許可」の次に「（同条第3項の規定による国の機関又は都道府県等との協議を含む。(20)において同じ。）」を加え、同欄の(24)中「（法」の次に「第34条の2第2項又は」を加え、同欄の(25)中「第3項」の次に「（法第34条の2第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」

を加え、同欄の(26)中「第47条第4項」の次に「(法第34条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同欄の(27)中「第47条第5項」の次に「(法第34条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同表第25号左欄の(5)中「又は第12項ただし書」を「、第12項ただし書又は第13項ただし書」に、「用途地域内」を「用途地域等」に改め、同欄中(53)を(54)とし、(25)から(52)までを(26)から(53)までとし、(24)の次に次のように加える。

(25) 法第68条の3第7項(法第87条第2項又は第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定による開発整備促進区の区域における法別表第2(わ)項に掲げる建築物の用途地域等における建築等の制限の適用除外の認定に係る申請の受理

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成19年11月30日から施行する。

第123号議案

警察に関する手数料条例の一部を改正する条例

警察に関する手数料条例（平成12年島根県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1の35の項中「第49条第2項」を「第49条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第124号議案

温泉法施行条例の一部を改正する条例

温泉法施行条例（平成12年島根県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第13条第1項」を「第15条第1項」に改める。

第3条第1項中「掲げる許可」の次に「、承認」を加え、「第4号」を「第7号」に改め、同項第4号中「第15条第1項」を「第19条第1項」に改め、同号を同項第7号とし、同項第3号中「第13条第1項」を「第15条第1項」に改め、同号を同項第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 法第16条第1項又は第17条第1項の規定による温泉の利用の許可を受けた者の地位の承継の承認 申請1件につき7,400円

第3条第1項第2号中「第9条第1項」を「第11条第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 法第11条第2項において読み替えて準用する法第6条第1項又は第7条第1項の規定によるゆう出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた者の地位の承継の承認 申請1件につき7,400円

第3条第1項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第6条第1項又は第7条第1項の規定による土地の掘削の許可を受けた者の地位の承継の承認 申請1件につき7,400円

附 則

この条例は、平成19年10月20日から施行する。

第125号議案

都市計画法施行条例の一部を改正する条例

都市計画法施行条例（平成12年島根県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条（見出しを含む。）及び第5条中「第34条第8号の3」を「第34条第11号」に改める。

第6条（見出しを含む。）中「第34条第8号の4」を「第34条第12号」に改め、同条第1号ウ中「公営住宅法」の次に「（昭和26年法律第193号）」を加える。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

附 則

この条例は、平成19年11月30日から施行する。

第126号議案

島根県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

第1条 島根県建築基準法施行条例（昭和48年島根県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「者」の次に「（市の建築主事に対して当該通知をしようとする者を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

3 法第6条第5項、第6条の2第3項又は第18条第4項の規定に基づき構造計算適合性判定を求めようとする者（島根県の建築主事を除く。）は、1の適合性判定建築物につき別表第5の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

別表第4中28の3の項を28の4の項とし、28の2の項の次に次のように加える。

28の3 法第68条の5の2の規定に基づく防災街区整備地区計画の区域における建築物の容積率の特例に係る認定を受けようとする者	申請1件につき 27,000円
--	--------------------

別表第4の30の項中「第68条の5の6第1項」を「第68条の5の6」に改める。

第2条 島根県建築基準法施行条例の一部を次のように改正する。

別表第4の13の項中「又は第12項ただし書」を「、第12項ただし書又は第13項ただし書」に、「用途地域」を「用途地域等」に改め、同表中28の4の項を28の5の項とし、28の3の項を28の4の項とし、28の2の項を28の3の項とし、28の項の次に次のように加える。

28の2 法第68条の3第7項（法第87条第2項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく開発整備促進区の区域における法別表第2	申請1件につき 27,000円
--	--------------------

(わ)項に掲げる建築物の用途地域等における建築等の 制限の適用除外に係る認定を受けようとする者	
--	--

附 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成19年11月30日
から施行する。